

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025 年 6 月 25 日

【発行者の名称】

株式会社レボインターナショナル
(REVO International Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 CEO 越川 哲也

【本店の所在の場所】

京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町 252 番地 1
四条烏丸アーバンライフビル 101

【電話番号】

(075)353-2277

【事務連絡者氏名】

取締役 CFO 森谷 敬子

【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
株式会社レボインターナショナル
<https://revo-international.co.jp>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社レボインターナショナル
<https://revo-international.co.jp>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期	第25期	第26期
決算年月	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高 (千円)	1,242,718	1,515,581	1,797,354
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	229,632	87,777	△48,278
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	165,294	59,874	△60,849
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
純資産額 (千円)	181,351	279,026	218,177
総資産額 (千円)	1,660,798	4,209,205	5,882,085
1株当たり純資産額 (円)	96.16	146.77	114.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	87.65	31.50	△31.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	29.81	—
自己資本比率 (%)	10.9	6.6	3.7
自己資本利益率 (%)	167.5	26.0	△24.5
株価収益率 (倍)	—	58.41	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	265,292	232,449	△12,970
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△900,149	△2,469,938	△762,528
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	649,773	2,179,212	792,773
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	82,782	24,506	41,780
従業員数 (人)	68	85	102

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性の乏しい非連結子会社のためのため、記載しておりません。

3. 第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。

4. 当社は2023年10月31日付でTOKYO PRO Marketに上場したため、第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2024年3月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第26期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は当期純損失（△）であるため記載しておりません。
6. 第24期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 当社は「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第 5 項の規定に基づき、第24期の財務諸表についてPwC京都監査法人による監査を受けております。また「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第 3 項の規定に基づき、第25期及び第26期の財務諸表についてPwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

2【沿革】

当社は、循環型社会の実現を目的として1995年に空き缶及びペットボトルの回収を目的としたボランティア団体「地球の環境を守る会」として発足致しました。その後、一般家庭や飲食店から排出される廃食用油がそのまま下水道へ流されることによって引き起こされる水質汚染課題を改善するため、廃食用油の回収を始め、回収と同時に廃食用油がバイオディーゼル燃料の原料として再利用できることを啓蒙活動してまいりました。

1999年に京都市と共に資源循環型社会の構築に賛同し、京都市環境局と共に一般家庭から排出される廃食用油の回収拠点の設置に協力することが契機となり、株式会社に改組いたしました。

当社の設立以後に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	事項
1995年8月	ボランティア団体「地球の環境を守る会」発足
1999年10月	京都市中京区に株式会社レボインターナショナルを設立 (ボランティア団体「地球の環境を守る会」を会社組織に改組)
2000年6月	京都市南区へ本店移転
2001年9月	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料である自社製品「C-FUEL」の販売開始
2002年9月	東京都足立区に東京支店を出店
2004年4月	京都市伏見区へ本店移転
2005年5月	名古屋市港区に名古屋営業所を開所
2008年12月	バイオディーゼル燃料の原料となる植物「ジャトロファ」の試験栽培をベトナム社会主義共和国にて開始
2009年4月	京都府綴喜郡宇治田原町に京都工場を竣工
2010年9月	横浜市港北区に神奈川出張所を開所
2011年2月	E U市場へC-FUELの輸出を開始
2012年2月	CO ₂ 排出削減の効果が高い製品の認証制度「DDC」 ^{(注) 1} の認定をオランダ政府より取得
2012年6月	バイオ燃料の持続可能性の証明制度「ISCC」 ^{(注) 2} の認証を欧州委員会より取得
2016年1月	軽油にC-FUELを5%混合したバイオディーゼル燃料である自社製品「CF-5」の販売開始
2017年3月	ベトナム社会主義共和国にバイオ燃料の販売・原材料の調達を目的とした REVO VIETNAM CO., LTD. 設立 (持分法非適用関連会社)
2018年1月	ベトナム社会主義共和国にジャトロファの栽培や品種改良を目的とした STAR JAPAN CO., LTD. 設立 (非連結子会社)
2021年7月	京都府八幡市に八幡事業所を開所
2021年11月	福岡県福津市に福岡出張所を開所
2022年3月	国産SAF (持続可能な航空燃料) の商用化および普及・拡大に取り組む有志団体 「ACT FOR SKY」を発足
2022年11月	日揮ホールディングス株式会社及びコスモ石油株式会社と共に、神奈川県横浜市西区にSAF の製造・販売及び国内でのSAFの普及を目的とした合同会社SAFFAIRE SKY ENERGYを設立
	京都市下京区へ本店移転
2023年10月	東京都千代田区へ東京支店移転 東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2023年11月	香川県坂出市に坂出出張所を開所
2024年12月	福島二本松市に福島出張所を開所
	大阪府堺市にて合同会社SAFFAIRE SKY ENERGY SAF製造設備完工
2025年4月	愛知県田原市に愛知工場を竣工

(注) 1. DDC (Double Dutch Count) とは、廃食用油を原料して製造されたバイオ燃料がバージン油から製造した場合と比べて CO₂ 排出削減の効果が一段と高い (二重に優れている) ことから認証される制度であります。

2. ISCC (International Sustainability and Carbon Certification) とは、バイオ燃料の原料が熱帯雨林や泥炭地をブランテーション化した生産物（パームバージン油等）ではなく、かつ、化石燃料と比較して温室効果ガス排出量が大幅に少ない燃料であることを証明する バイオ燃料の持続可能性を証明する認証制度であります。2012 年より欧州連合市場域内では、輸入燃料も含め、ISCC 等の認証を受けていない燃料は持続可能な燃料として認められなくなっております。当社のバイオディーゼル燃料『C-FUEL』は使用済み食用油 100%を原料 に製造されており、第三者検証・認定機関である『Control Union Certificate』により ISCC の認証を受けております。

3【事業の内容】

当社は、1999 年 10 月に株式会社レボインターナショナルとして設立して以来、循環型社会の実現に向けて、廃食用油の収集運搬及び廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の製品「C-FUEL」等の製造・販売を推進しています。当社の経営理念は、「市民・行政・企業が一体となった循環型社会の推進に貢献し、地球環境を守る」ことです。

現在、当社は「C-FUEL」製造量の増量と安定化を図り、国内外への販売量を増やすことにより事業を拡大しています。事業所及び工場を合わせて、12 箇所に展開しています。

・バイオ燃料事業

当社は、現在、バイオ燃料事業を単一のセグメントとして展開しています。当社の主力製品である「C-FUEL」は、自動車、重機、フォークリフト、船舶などに使用される軽油や発電機の燃料として幅広く利用されるバイオディーゼル燃料であり、廃食用油を原料として製造しています。

（廃食用油の収集運搬）

日本全域において全国約 32,000 店舗より廃食用油の回収を行っております。各店舗での引取方法としては、ペール缶、一斗缶、ドラム缶などにて保管された廃食用油を 2 t、3 t トラックにて回収しております。廃食用油の回収業者においてはローカル（特定地域）のみ回収を行う企業が多い中、当社は日本全国にて回収を行っておりますので、飲食チェーンをはじめとする全国展開されておられる企業様の廃食用油回収を一社で担うことが可能でございます。また、ほとんどの企業が収集運搬のみを行っておりますが、当社は廃食用油の回収からバイオ燃料化までを一貫体制にて行っておりますので、トレーサビリティ^{(注) 1}が明確であります。

（バイオディーゼル燃料の製造・販売）

廃食用油を原材料としてエステル反応によりバイオディーゼル燃料の製造を行っております。

具体的な製造手順としては、廃食用油ですので最初に水洗処理を行い、その後に副原料（メタノール等）を投入しエステル反応を行います。次に反応層と副産物を切り分けるために静置分離を行い、最後に後処理として残った不純物を取り除き完成となります。

製造拠点としては京都工場（京都府宇治田原市）及び愛知工場（愛知県田原市）において水洗処理工程から後処理までを行っております。原料が使い終わった油であり、回収する廃食用油の質は回収先により全く異なりますが、長年のバイオ燃料製造にて培ったノウハウにより、廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料の製造において JIS 規格を満たした品質の製品を安定的に日量 60KL 製造可能な点が当社の特徴であります。

また、国内、国外の売上比率としては、欧州諸国では軽油の利用に際してバイオ燃料混合軽油の利用が義務化されており、価格も国内と比較し高単価で販売が可能な為、国内 26.9%、国外 73.1%であります。

（製品説明）

「C-FUEL」は、原料として植物由来の廃食用油を使用しているため、トウモロコシから製造されるバイオエタノールなどの他のバイオ燃料と比較して、食料用途と競合することがない点が特徴です。また、当社では、原料である廃食用油の調達を自社で行っています。長年の営業活動により、約 32,000 店の飲食店などとの取引網を構築し、原材料の安定確保を実現しています。

「C-FUEL」は原材料に廃食用油を使用しており、その使用によりカーボンニュートラル^{(注) 2}が実現でき、軽油と比較して CO2 削減効果が認められます。そのため、排出権取引において CO2 削減効果による付加価値の加算が可能です。また、当社の製造工場は原材料投入ベースで 98.5%の高い製造収率^{(注) 3}であり、約 11%のグリセリンが副生します。この副産物は、ボイラー燃料として活用可能であり、ゼロエミッション^{(注) 4}仕様の製造が可能です。またボイラー燃料として利用した場合は灰分が発生しますがカリウムを大量に含むため、肥料原料としての利用が可能であり、肥料登録、販売も行っています。

このように環境負荷が低い工程で製造された「C-FUEL」は、従来の化石燃料（軽油）と比較して CO2、硫黄酸化物、黒煙の排出量削減が可能であり、オランダ政府よりバージン油から製造した場合と比べて CO2 排出削減の効果が一段と高い「ダブルカウント」の認定「DDC」を取得しています。また、日本で初めて欧州委員会より、熱帯雨林や泥炭地をプランテーション化した生産物（パームバージン油など）ではなく、かつ、化石燃料と比

較して温室効果ガス排出量が大幅に少ない燃料であることの証明として ISCC 認証を受けています。
自社一貫体制にて廃食用油からバイオディーゼル燃料製造に関わる ISCC 認証取得は当社のみでございます。

(当事業年度末現在)

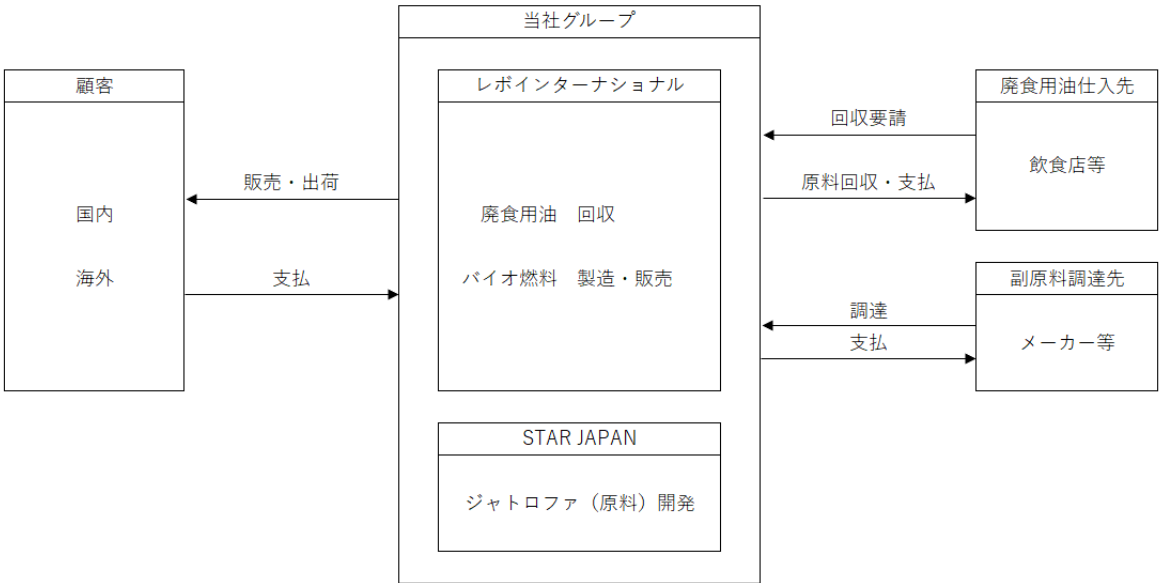
上記のように廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料は CO2 の削減効果が高く、バイオ燃料原料として需要が高いですが、使用済みの油という性質上、数量に限りがあり、国内の廃食用油をすべてバイオディーゼル燃料へ再資源化したとしても、国内で商品される軽油の総量の数パーセントしか製造できないため、新たな原料としてジャトロファの研究を行っております。ジャトロファは毒性があるため食料用途と競合せず、生命力が強いためやせ細った土壌でも生育が可能な為、ベトナムにおいては戦争により荒廃した土地の緑化につながるなど、新たなバイオ燃料原料として現在収率向上のための研究を進めております。

軽油に「C-FUEL」を 5%混合した「CF-5」は、従来軽油と比べて CO2 排出量を削減できると同時に、揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）における軽油の強制規格もクリアしております。CF-5 は自動車の排出ガス規制に対応した車両等、幅広い車両にて使用可能であり、従来の軽油と比較し 5%の CO2 削減効果や廃食用油の排出事業者において配送車両での CF-5 活用により、企業内循環が可能であります。また、自社単一での一貫体制として廃食用油の引取からバイオ燃料の製造、販売までを行うことにより、トレーサビリティ^(注)¹が明確となり排出事業者における CSR 活動、SDGs への取組みに寄与しております。

廃食用油について、当社が京都市へ技術供与したバイオ燃料製造設備への原材料としての販売に加え、廃食用油の調達が一時的に大幅に増加することで当社設備の貯蔵タンク容量が満量以上になる場合や、バイオ燃料製造設備のメンテナンス時などには、その一部を有機質肥料製造会社などへの販売も行っております。

- (注) 1. 商品の生産から消費までの過程を追跡することで、製品の品質や安全性を確保するための仕組み。
2. 植物や植物由来の燃料を燃焼して CO2 が発生しても、その植物は成長過程で CO2 を吸収しており、ライフサイクル全体（始めから終わりまで）でみると大気中の CO2 を増加させず、CO2 排出量の収支は実質ゼロになる」という考え方
3. 工程で投入された主原材料の量と、その主原料から産出された品物の量との比率。
4. リサイクルを徹底することにより、最終的に廃棄物をゼロにしようとする考え方。

当社の事業を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合	関係内容
(非連結子会社) STAR JAPAN CO., LTD.	ベトナム ニントン省	17,000百万 VND	バイオ燃料事業	100.0%	役員の兼任1名
(持分法非適用関連会社) REVO VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハウザン省	1,000百万 VND	バイオ燃料事業	49.0%	役員の兼任1名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
102	37.7	4.4	4,677

セグメントの名称	従業員数(人)
バイオ燃料事業	102
合計	102

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、勤続1年未満の者は除いております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、実質 GDP 成長率（前年比）は横ばい見込みであり、設備投資の増加がみられる一方消費及び住宅投資がマイナス成長の状況でした。また、ロシアのウクライナ侵攻の継続あるいはイスラエル・パレスチナ問題を起因として、エネルギーや原材料などの価格上昇も続く状態でした。こういった経済環境に加えて、人手不足及び人件費高騰が顕著な1年となりました。

一方で、世界経済は、諸課題（インフラ/他）がある中で底堅さを維持する状況となりました。結果、GDP 成長率は当初予想（3.2%）を保持する見込みであり貿易面の回復基調がみられる状態にあります。

このような状況下、バイオマスを取り巻く業界におけるバイオ燃料導入に向けた動きは、持続可能性の高い取り組みとして国内外での注目度が更に高まっており、特に航空業界での 2030 年時点で国内航空会社による燃料使用量の 10%を SAF（持続可能な航空燃料）に置き換える目標への具体的取り組みが国内において顕在化しつつあります。

当社では、更なるバイオ燃料の需要増加が見込まれる中で、安定的な供給量及び体制を構築するために、拠点設置と共に適正価格での廃食用油の調達活動を重点的に進めており、前年度比 141.0%の廃食用油引取りを行いました。

また、第一世代に次ぐ次世代バイオ燃料として、SAF（持続可能な航空燃料）、バイオ軽油、バイオナフサの製造技術の確立に基づき、愛知工場にてパイロット製造に入っております。

このような事業環境の中、税務調査に基づく過年度消費税における仕入税額控除の適用時期の相違による損失計上及び原料仕入単価の急激な高騰や原料引取費用増大による売上原価や販売管理費の増加における販売先への請求が十分に出来ておらず、当期経営成績にマイナス影響を及ぼすこととなりました。

以上の結果、売上高は 1,797,354 千円（前年同期比 18.6%増）、営業損失は 42,025 千円（前年同期は営業利益 5,350 千円）、経常損失は 48,278 千円（前年同期は経常利益 87,777 千円）、当期純損失は 60,849 千円（前年同期は当期純利益 59,874 千円）となりました。

また、当社はバイオ燃料事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して 17,273 千円増加し 41,780 千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは 12,970 千円の支出（前年同期は 232,449 千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純損失 49,725 千円、売上債権の増加額 89,133 千円、棚卸資産の増加額 58,389 千円、減価償却費 85,522 千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 762,528 千円の支出（前年同期は 2,469,938 千円の支出）となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出 591,000 千円、出資金の払込による支出 138,000 千円、有形固定資産の取得による支出 44,481 千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 792,773 千円の収入（前年同期は 2,179,212 千円の収入）となりました。これは長期借入れによる収入 890,264 千円、長期借入金の返済による支出 211,877 千円、短期借入金の純増額 150,000 千円等があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

セグメントの名称	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
バイオ燃料事業 (千円)	955,662	129.9
合計	955,662	129.9

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

(2) 受注状況

当社は主要製品について受注生産を行っていません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
バイオ燃料事業 (千円)	1,797,354	118.6
合計	1,797,354	118.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Biosyntec Handels GmbH	—	—	552,880	30.8
合同会社 SAFAIRE SKY ENERGY	—	—	422,209	23.5
Clean Fuel AG	1,170,590	77.2	362,768	20.2

2. Biosyntec Handels GmbH は、オーストリア共和国に本店を設置し、欧州市場内でバイオ燃料の販売等を主事業とする法人であります。

3. Clean Fuel AG は、リヒテンシュタイン公国に本店を設置し、欧州市場内でバイオ燃料の販売等を主事業とする法人であります。

3 【対処すべき課題】

これからのバイオ燃料は、世界的な環境規制の強化を追い風に、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組として、SAF（持続可能な航空燃料）が重要な取組として拡大しています。

国内では、2025 年度に航空会社が使用する燃料のうち 10%を SAF に置き換えることを目標としており、SAF の国産化が大きな課題となっております。

また、原材料となる廃食用油の調達に向けて、より拡充した需要と供給を行うべく全国内に廃食用油収集拠点の中継所の新設を展開して参ります。

当社は、継続的に企業価値を向上していくために対処しなければならない課題を以下のように考えております。

（1）原料調達の拡大

当社は長年に亘り、飲食産業界及び市民から排出される使用済み食用油の回収を自社独自で行っており、独自の調達ルートを持っております。一方で、今後の生産能力拡大に対応するためには更なる調達ルートを開拓する必要があります。

当社グループでは、新たな国内地域の飲食産業等へ営業活動を行い、また子会社である STAR JAPAN CO., LTD. によるジャトロファのプランテーションを行い、このジャトロファ種子を搾油することでバイオ燃料の原料となり、環境負荷の低いバイオ燃料の原料の研究開発を行うことで、原料調達の拡大に取り組んでおります。

（2）優秀な人材の確保及び内部統制、コンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたり、従業員のモチベーションを高める人事施策や労働環境の構築に努めながら、当社の経営理念に共感し、今後の事業展開に賛同し、積極的に活躍できる優秀な人材の採用に取り組んで参ります。また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

（3）事業パートナーシップの拡大

今後の事業の拡大のためには、多くの官民団体と協力し、国内のバイオ燃料市場を確立し、拡大させていく必要があります。当社グループは、ACT FOR SKY の設立や、補助事業への参画により様々な企業との協力関係を構築しております。

（4）財務上の課題

当社は研究開発や設備投資が先行して進んできたため、2021 年 3 月期までは債務超過となっておりますでしたが、国内外市場による CO2 削減に向けた事業化が加速している情勢となり、現在では当期純利益は 6 期連続黒字となり、利益面では安定的な利益を計上しておりますが、2022 年 3 月には債務超過は解消されたものの、利益剰余金については引き続きマイナスとなっております。今後、安定的に利益を計上することで利益剰余金をプラスに転換させ、財務基盤の強化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスク

①市場規模について

バイオ燃料市場は、海外では、すでに、市場の急速な拡大が進んでおり、ATAG^(注)の「WAYPOINT 2050(2nd edition)」によれば、アジア圏におけるSAF(Sustainable aviation fuel)の事情規模は今後22兆円に成長すると予想されております。ただし、今後、バイオ燃料市場の拡大や燃料供給のためのサプライチェーンの構築が想定よりも大幅に鈍化する可能性や当社の想定より、国内におけるバイオ燃料の普及が滞る可能性も否定できないことから、何らかの要因により、事業計画の前提としていた市場そのものが衰退あるいは消滅するような場合には、当社の経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(注) Air Transport Action Group: 航空業界のサステナビリティを推進するグローバル連合

②同業他社との競合について

当社のバイオ燃料製品は、安定した製造数量を確保するための原料の自社調達体制の確立及び性状の異なる原料から安定した品質にて製品を製造するためのオペレーティングシステムや製造ノウハウが必要となることから、実質的に他社による参入障壁を形成している状況にあると認識しております。バイオ燃料市場に本格参入している企業はまだ比較的少なく、研究開発を進めながら参入を検討している潜在的競合の場合でも、本格参入に際しては製造設備導入のイニシャルコストが高くなることから参入障壁を形成していると考えられます。しかし、周辺領域を含め当事業に参入している企業や潜在的な競争相手が、当社の保有している知的財産権等を上回る新技術を開発し、関連特許を取得する場合や先行して上市した場合などには、当社の経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③景気動向及び業界動向の変動について

当社は、化石燃料に代替可能なバイオ燃料製品による事業展開を行っており、景気や石油製品価格の動向が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。特に、バイオ燃料製品は、今後日本国内においては人口減少に向かうことが予想されており、石油製品利用者が減少に転じた場合には当該影響を受ける可能性があり、このようなリスクがすぐに顕在化する可能性は低いものの、リスクは常に存在すると認識しております。当社では原料の自社調達網の構築を推進し、原材料の市場取引価格高騰に伴う製造原価上昇のリスクを低減し、また、自動車、船舶、航空業界等にて使用可能な製品の開発及び販売先の多角化を目指すことで、景気や石油製品価格の動向による影響を軽減してまいります。

(2) 事業サービスに関するリスク

①製品の製造について

当社が開発を進めるバイオ燃料製品については、その品質管理に万全を期し、常にその充実を図るよう努めておりますが、様々な要因による不良品発生や研究開発現場での不適切な取扱いの可能性を完全に否定することはできません。そのため、製品開発の過程において事故等が発生した場合には製造物責任によって係争等に発展する可能性や、製造工程における不具合発生による製品の自主回収の可能性等があります。その場合には、特別的な損失として係争等への対応費用や自主回収関連費用等が発生し、当社の事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、このような場合、結果として当社の過失が否定されたとしても、当社に対する製造物責任に基づく損害賠償請求等の係争が発生することで、当社製品に対する信

頼が悪化し、当社の事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

②海外の特定販売先への依存について

当社における製品の販売は、Clean Fuel AG 社^(注1)と Biosyntec Handels GmbH 社^(注2)の販売割合が高く、当該欧州販売先への販売金額は、2025 年 3 月期において、当社の製品販売金額の 73.0%となっております。バイオ燃料の利用促進に向けた規制が強化されている欧州市場が、需要旺盛であるために 73.0%という高い販売割合の主要な要因となっております。当該販売先の業績の悪化、政策の変更等により取引が減少した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社としましては、当該販売先との緊密な関係を構築する一方で、欧州以外の海外エリアでの事業展開及び国内での更なるバイオ燃料の普及を加速させ、販売チャネルのグローバル化を進めることで特定販売先への依存のリスクを低減してまいります。

(注 1) Clean Fuel AG は、当社より購入したバイオディーゼル燃料の製品「C-FUEL」を仕入れ（輸入し）、欧州市場においてバイオ燃料混合軽油等の製造をするメーカーに卸しております。当社は、バイオ燃料混合軽油のサプライヤーの位置づけとなります。以下、Clean Fuel AG の会社概要となります。

1. 名称	Clean Fuel AG
2. 所在地	(代 表) Austrasse 14, 9495 Triesen, Liechtenstein (その他) Altenbach 8, 9490 Vaduz, Liechtenstein
3. CEO	Nicola Joannes Feuerstein
4. 資本金	50,000 スイスフラン
5. 登記年月日	2016 年 3 月 21 日
6. 主事業	欧州市場内でのバイオ燃料の販売
7. 大株主及び持株比率	FUEL International AG 100% (本店：リヒテンシュタイン公国) Clean Fuel AG と SWISSFUEL AG のホールディングス会社であります。
8. グループ会社	SWISSFUEL AG (本店：スイス連邦) 主にドイツ連邦共和国の当社のようなサプライヤーから廃食用油由来のバイオディーゼル燃料や水素化植物油を輸入し、欧州市場においてバイオ燃料混合軽油等の製造をするメーカーに卸しております。

(注 2) Biosyntec Handels GmbH は、当社より購入したバイオディーゼル燃料の製品「C-FUEL」を仕入れ（輸入し）、欧州市場においてバイオ燃料混合軽油等の製造をするメーカーに卸し、直営ガソリンスタンドでの販売、各国へのパートナー網へ供給しております。当社は、バイオ燃料混合軽油のサプライヤーの位置づけとなります。以下、Biosyntec Handels GmbH の会社概要となります。

1. 名称	Biosyntec Handels GmbH
2. 所在地	Kruezstrasse 4, 6912 Hoerbranz, Austria
3. CEO	Lukas Deml
4. 資本金	35,000 ユーロ
5. 登記年月日	2018 年 12 月 14 日
6. 主事業	欧州市場内でのバイオ燃料の販売
7. 大株主及び持株比率	TK Tankstellen GmbH 100% (本店：オーストリア共和国)
8. グループ会社	TK Tankstellen GmbH (本店：オーストリア共和国) 主にガソリンスタンド運営（無人セルフ、企業向け支払・カードサービス）を営んでおり、欧州全域で各国のパートナー網を通じて、廃棄物由来バイオディーゼルの導入・提供を行っております。 Clean Fuel AG とのグループ会社でもあります。

③輸出費用について

当社は、製造したバイオ燃料の多くを海外へ輸出しております。こうした状況の中、国際情勢の悪化により、輸出費用が高騰し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社としましては、貿易条件の見直しや、製品価格の値上げの実施により輸出費用高騰によるリスクを低減してまいります。

④研究開発について

当社は、触媒を用いた製品開発を軸に、様々な原材料からのバイオ燃料開発及びバイオマス資源の開発を行っております。これらの新たな製品の研究開発におきましては未だ実用段階には至っておりませんので、多額の研究開発投資を行ったにもかかわらず、想定どおりに研究開発の結果が得られない場合や、バイオ燃料よりも有利なエネルギーが普及した場合には、当社の事業戦略及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤製造工場の操業について

製造工場の稼働は、火災、爆発等の重大な事故や地震、台風などの自然災害による操業停止、設備破損、第三者への損害等が発生するリスクがあります。このような重大な事故が生じ、その原因が当社の責任と判断された場合は、損害賠償責任の負担等が発生し、多大な損害を被るほか、復旧までの期間において操業を停止する必要がある、機会損失等が生じる可能性があります。当社は、可能かつ妥当な範囲において、事故、災害等に関する保険を付しておりますが、それによってもすべての損害を填補し得ない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥原料調達について

当社は、原料調達の大部分を国内にて行っておりますが、原料の安定調達を目的として自社での調達網の構築及び廃食用油の排出事業者と直接契約を締結し、原料調達におけるリスクの分散を図っています。しかしながら、国内における景気後退、感染症の拡大、行政による要請・布告等により、長期にわたって原料の調達量が減少した場合、当社の財政状態及び経営成績は重大な影響を受ける可能性があります。

(3) 法的規制・業界規制に関するリスク

①法的規制について

当事業は、揮発油等の品質の確保等に関する法律、貨物自動車運送事業法、毒物及び劇物取締法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法等のバイオ燃料の製造や廃食用油の回収に関する多数の法令及び条例等の法的規制があります。当社の事業運営において、これら多数の法的規制に対応できる体制を構築しておりますが、今後、これらの法的規制の大幅な変更等により、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の主要な業務に係る許認可について、その有効期限やその他の期限が法令等により定められているものは以下のとおりです。今後何等かの事情により、免許、許可及び登録の取り消し処分が発生した場合には、事業活動に大きく影響し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点において各種免許や許認可の取消事由や更新欠格事由は発生しておりません。

許認可の名称	許認可(登録)番号 /有効期限	規制法令	許認可等の取消 または更新拒否の事由
一般貨物自動車運送事業許可	事業者番号 620001331	貨物自動車運送事業法	同法第 33 条
軽油特定加工業者登録	5-70010 号	揮発油等の品質の確保等に関する法律	同法第 12 条の 14
毒物劇物一般販売業登録	登録番号 第 50177 号	毒物及び劇物取締法	同法第 19 条
再生利用事業登録	登録番号 26-4	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	同法第 17 条

②知的財産権について

当社が保有する知的財産権について、第三者の知的財産権に抵触しないよう細心の注意を払っており、これまで第三者から侵害訴訟を提起されたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないと認識しております。しかしながら、第三者の知的財産権の状況を完全に調査することは極めて困難であり、知的財産権侵害とされた場合には、損害賠償の請求、当該知的財産権の使用に対する対価の支払いまたは商品の販売停止等が発生する可能性があります。

また、当社の知的財産権が不正目的で使用され、外部に模倣された場合には、当社の事業運営に支障をきたす可能性があり、その際には当社の業績に一定の影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクが顕在化する可能性は低いものの、リスクは常に存在すると認識しております。当社は、製品開発の段階において関連文献を調査し、第三者の知的財産権を侵害しないよう配慮してリスクの軽減を図っております。

③個人情報について

当社は、業務上、個人情報その他さまざまな機密情報を顧客より受領する場合があります。当社が取り扱う機密情報及び個人情報について、漏えい、改ざんまたは、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえ、何らかの要因からこれらの問題が発生した場合には、顧客からの損害賠償請求や信用失墜等により、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクが顕在化する可能性は低いものの、リスクは常に存在すると認識しております。当社は、情報セキュリティに関連する各種規程類を整備するとともに、外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止等について体系的な対策を講じて情報セキュリティ事故の未然防止に努めております。

(4) 組織体制に関するリスク

①代表取締役への依存について

当社の創業者である代表取締役 CEO 越川哲也は、当社事業における豊富な経験を有し、創業以来当社事業を牽引し、大きく成長させてまいりました。現在も当社の経営戦略、各事業の連携、組織運営の推進において重要な役割を担っております。しかしながら、何らかの理由により、同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があり、このようなリスクが中長期的に顕在化する可能性があることを認識しております。当社においては、以前より組織体制の整備、業務の標準化、及びマネジメント機能の強化を図るなど、経営者に過度に依存しない体制の確立に努めております。

②人材について

当社は、原料の自社引取から製品の製造、販売まで行っているため、これらに精通した経験豊富で有能な人材の確保と育成が重要な課題になります。当社が必要とする人材の確保が計画通りに進まずに事業上の制約要因になる場合には、当社の事業展開及び業績に一定の影響を及ぼす可能性があり、このようなリスクが中長期的に顕在化する可能性があることを認識しております。当社は、今後も事業規模の拡大に応じて、新卒採用に加え、専門技術や知識を有する優秀な人材の中途採用に努めるとともに、教育制度の充実、人事評価制度の見直し、労働環境の整備など、従業員の働きがいを向上させる取り組みに努めております。

(5) その他のリスク

①マイナスの利益剰余金を計上していることに由来するリスクについて

当社事業は技術開発及び製造体制の整備が重要であり、研究開発活動及び自社原料調達網の構築、製造設備建設など先行して費用が計上されることとなります。当社は、将来の利益拡大を目指しておりますが、開発が計画通りに進捗しない場合には、将来において利益拡大の時期が遅延する可能性もあります。また、計画通りに当期純利益を計上できない場合には、繰越利益剰余金がプラスとなる時期も遅延し、株主に配当を実施する時期が遅れる可能性があります。

②情報システムについて

当社の基幹システムや事業運営上利用している各種クラウドサービスは、地震等の自然災害、電力不足、停電、通信障害、テロ等の予見し難い事由により、停止等の影響を受ける可能性があります。また、コンピュータクラッキング(※1)、コンピュータウイルス、人的過失及び顧客企業等の偶発的或いは故意による行為等に起因するサービスの中断も、当社の事業運営を妨げる可能性があります。これにより当社の信用失墜又は事業機会の逸失が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があり、このようなリスクが顕在化する可能性は低いものの、リスクは常に存在すると認識しております。当社は、これらのシステムやサービスを安定的に運用するためのシステム運用管理体制を整備し、システムの稼働状況の監視、バックアップ、外部からの不正アクセスやコンピュータウイルスの侵入防止の体系的な対策等を実施して、障害発生時の未然防止と障害発生時の影響最小化に努めております。

(※1)クラッキング：コンピュータネットワークに繋がれたシステムへ不正に侵入し、コンピュータシステムを破壊・改ざんするなど、コンピュータを不正に利用すること。

③自然災害等について

大規模な地震等の自然災害や事故など、当社による予測が不可能かつ突発的な事由によって、事業所・店舗等が壊滅的な損害を被る可能性があり、想定を超える自然災害が発生した場合は、当社の事業活動が制限され、業績に影響を及ぼす可能性があります。当社が直接被災しない場合であっても、事業パートナー等の被災により、間接的に損害を被る可能性もあります。また、災害等の発生によって、電力等の使用制限による社会インフラ能力の低下、個人消費意欲の低下といった副次的な影響により、当社の事業活動の抑制につながる可能性があり、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクについて予見することは困難であり、リスクは常に存在すると認識しております。当社は、このような自然災害に備え、従業員安否確認手段の整備、オフィスでの備蓄飲料・生活物資の確保等を実施し、リスク低減を図っております。

④配当政策について

当社は、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、配当を検討することを基本方針としており、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しておりますが、当面の間は内部留保の充実を図り、収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながるものと考え、創業以来配当を実施しておりません。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であり、持続的な成長に向けた投資を戦略的に実行する場合や当社の事業が計画通り推移しない場合など、配当を実施できない可能性があります。なお、その時期は想定されるものではなく当該リスクが短期的に顕在化する可能性は低いと想定しております。

⑤新株予約権行使による株式価値希薄化について

当社は新株予約権を発行しており、新株予約権が権利行使された場合には既存株主の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書公表日現在、新株予約権による潜在株式数は270,300株であり、発行済株式総数1,906,800株の14.17%に相当しております。

⑥人権について

当社は、人権は全ての判断や行動において根底をなすものと考え、世界人権宣言やILO宣言で国際的に認められた人権を尊重することを基本方針として定めています。当社は子会社を海外に有し、取引先も多国にわたることから、「ビジネスと人権」に関する意識を国際基準で高く持ち、方針の理解と遵守を推進しています。しかしながら、事業活動の領域で人権の侵害等が生じた場合には、ステークホルダーの信頼を失い、当社の財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

⑦コンプライアンスについて

当社では、リスク・コンプライアンス規程に基づき、国内外の法令遵守をはじめとした、コンプライアンスの強化に努めています。しかしながら当社の内部統制システムが有効に機能せず、コンプライアンス上の問題が完全に回避できない事態が生じた場合には、結果ステークホルダーの信頼を失い、当社のレピュテーションを損ね、当社の財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。また、当社は確実性の高いオペレーションシステムに則り製品を製造していますが、予期せぬ事情で訴訟が発生した場合に備え保険を手当てしています。しかしながら、それに伴い法的責任が発生する可能性や、直接的な責任を負わずともブランドイメージやレピュテーションの低下を回避できない場合もあり、ひいては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性もあります。

⑧「製造物責任法(PL法)」について

当社は、バイオ燃料の製造、販売を行っており、商品の欠陥に起因する事故が生じた場合には、「製造物責任法(PL法)」により損害賠償問題が発生する可能性があります。当社では、このような事故が生じないよう、品質管理、生産管理体制を整備しておりますが、万が一の事故に備えてPL保険に加入しております。

過去に「製造物責任法(P L法)」に抵触した問題は生じておりませんが、問題が生じた場合、損害賠償や社会的信用の失墜等により、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑨借入金の金利変動及び財務制限条項について

当社は事業資金の一部を金融機関からの借入により調達しております。金融市場において、予期せぬ経済情勢の変化やマーケットの急激な変化等により、金利の大幅な変動が生じた場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、金融機関と締結している借入契約の一部において財務制限条項が付されており、事業活動をする上でこれらを遵守する必要があります。今後、財務制限条項に抵触することとなった場合には、借入先金融機関からの請求により、当該借入についての期限の利益を喪失する可能性があります、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023 年 2 月 28 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができます。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記

載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全

部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないといふ乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いといふ乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑪株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑭その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

(1) 研究目的及び研究課題

当社における製品開発はオープンイノベーションをベースに、当社開発部門を中心に行っており、品質及び汎用性の高い次世代バイオ燃料を製造するために研究開発に取り組んでおります。当事業年度においては、主に SAF (Sustainable Aviation Fuel: 持続可能な航空燃料) の研究開発を実施いたしました。SAF 用途のバイオ燃料については既に技術を確認しておりますが、量産体制の確立のために引き続き研究開発を続けて参ります。

またベトナムの非連結子会社である STAR JAPAN CO., LTD. では、安定的な原料確保を目的として、ジャトロファの品種改良等研究開発を行っております。

また、当社はバイオ燃料事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) 研究体制

研究開発活動に従事する専門部門として炭素源循環創造部を設置し、大学への出向等を含み社外と協力のもと研究開発を実施しております。

(3) 研究成果

新たな燃料原料となる廃プラスチックからの燃料化技術の実証や、SAF を含む廃食用油由来の次世代バイオ燃料における収率の改善がありました。

具体的には、当社独自技術の触媒開発より、植物油脂のみならず動物油脂からもバイオ軽油・バイオジェット燃料・バイオナフサ等のバイオ原油が製造可能となる技術開発をしており、ベンチスケール製造装置を設置し、現在では当社の特許技術によるバイオジェット燃料として、国際規格 ASTM 認証取得に向け、世界大手ジェットエンジンメーカーと国内大手企業の株式会社 IHI と連携しながら日本国内初の国際認証を得られるよう進めております。

品種改良等研究開発においては愛知県の企業と共同にてジャトロファのゲノム編集試験を開始し、種子中の油量を左右する DNA が特定され、今後ガイド RNA の導入、DNA 改変試験を行うことで油量が高いジャトロファ種子の開発を目指します。

また、急速熱分解触媒技術により、廃プラスチックや建築廃材等の未利用木質材などを原料とし、高分解油収率・高オイル収率にて次世代炭素水素燃料を製造する高度資源化プロセスの技術の実証を実施しています。この技術により、低灰分の残渣と残油からは、高カロリーバイオ石炭及びコークスを製造することができ、国際的に課題とされている日本の火力発電問題解決の一助に貢献します。

当社は地球上のあらゆる廃棄物を資源に転換する技術の開発を進めており、生ごみや古紙また下水汚泥を原料とする水素菌の研究にも取り組んでいます。この様に当社は脱炭素のみではなく炭素源を循環させ資源の循環を目指した炭素源循環構想を実現する新たな技術の開発を行い、更なるサステイナブルバイオテクノロジーとして社会に実装していく予定です。

以上の結果、当事業年度の研究開発費の総額は 49,466 千円となっております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第6 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における流動資産は 453,488 千円となり、前事業年度末に比べ 167,204 千円増加いたしました。これは主に売掛金が 89,133 千円、棚卸資産が 58,389 千円、未収消費税等が 22,178 千円増加した一方で、短期貸付金が 35,357 千円減少したことによるものであります。固定資産は 5,428,596 千円となり、前事業年度末に比べ 1,505,675 千円増加いたしました。これは主に SAFFAIRE SKY ENERGY 社への出資金 138,000 千円、同社からの社債受入による投資有価証券 591,000 千円が増加しました。また、愛知工場の引き渡しを受けたこと等により建物が 460,808 千円、構築物が 601,435 千円、機械及び装置が 2,430,848 千円増加した一方で、建設仮勘定が 2,846,079 千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、5,882,085 千円となり、前事業年度末に比べ 1,672,880 千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は 1,806,301 千円となり、前事業年度末に比べ 1,314,660 千円増加いたしました。これは主に短期借入金が 150,000 千円、1年内返済予定の長期借入金が 359,231 千円、設備関係未払金が 848,129 千円増加した一方で、未払消費税等が 100,000 千円減少したことによるものであります。固定負債は 3,857,606 千円となり、前事業年度末に比べ 419,069 千円増加いたしました。これは長期借入金が 319,156 千円、リース債務が 98,588 千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は 218,177 千円となり、前事業年度末に比べ 60,849 千円減少いたしました。これは当期純損失の計上 60,849 千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は3,859,383千円となりました。その主なものは、愛知県田原市のバイオ燃料製造のための新工場建設等です。

また、当社はバイオ燃料事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積)	その他	合計	
研究開発本部 (京都府京都市伏見区)	バイオ燃料事業	研究設備	33,915	14,307	—	57,693	105,915	8
京都工場 (京都府綴喜郡宇治田原町)	バイオ燃料事業	バイオ燃料 製造設備	118,524	7,064	103,863 (3,745 m ²)	0	229,452	8
八幡事業所 (京都府八幡市)	バイオ燃料事業	製品タンク 廃食用油引取 拠点	128,554	1,607	—	104,879	235,040	16
愛知工場 (愛知県田原市)	バイオ燃料事業	バイオ燃料 製造設備	1,081,779	2,432,767	218,201 (9,768 m ²)	6,490	3,739,239	8

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及びリース資産の合計であります。
3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃料 (千円)
本社(京都府京都市下京区)	本社建物	16,782
東京事務所(東京都千代田区)	事務所	5,628
研究開発本部(京都市伏見区)	研究施設土地及び建物	5,400
八幡事業所(京都府八幡市)	事業所土地及び建物	11,967

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
提出会社	和歌山県 和歌山市	バイオ燃料 事業	廃食用油タンク 事務所・倉庫	180,000	24,500	自己資金 及び 借入金	2025年 2月	2025年 10月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,500,000	5,593,200	1,906,800	1,906,800	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	7,500,000	5,593,200	1,906,800	1,906,800	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（2004年9月18日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,096	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	109,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500	同左
新株予約権の行使期間	自 2006年9月19日 至 2026年9月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
- ②本新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- ③本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、会社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または会社と顧問契約をしている顧問の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。
- ④本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。
- ⑤本要件に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

4. 会社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継させる新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ②目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
- ③権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- ④権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- ⑤取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

第5回新株予約権（2022年9月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数（個）	825	825
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	82,500	82,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,250	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年10月8日 至 2032年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,250 資本組入額 625	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目

的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件

上記の条件に準じて決定する。

- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記の条件に準じて決定する。

第7回新株予約権（2024年6月28日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数（個）	782	782
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	78,200	78,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,840	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年7月6日 至 2034年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,840 資本組入額 920	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要するもの とします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記の条件に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記の条件に準じて決定する。

（3）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2023 年 6 月 23 日 (注) 1	1,866,942	1,885,800	—	481,075	—	409,275
2023 年 7 月 10 日 (注) 2	21,000	1,906,800	18,900	499,975	18,900	428,175

(注)

1. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

2. 有償第三者割当 21,000 株

発行価格 1,800 円

資本組入額 900 円

割当先 京信イノベーション C2 号投資事業有限責任組合

(6) 【所有者別状況】

2025 年 3 月 31 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	1	－	8	－	－	65	74	－
所有株式数(単元)	－	400	－	1,921	－	－	16,747	19,068	－
所有株式数の割合(%)	－	2.10	－	10.07	－	－	87.83	100	－

(7) 【大株主の状況】

2025 年 3 月 31 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
越川 哲也	京都府京田辺市	642,000	33.66
小林 季愛	東京都新宿区	300,000	15.73
小林 行雄	京都市右京区	150,000	7.86
株式会社ナビショー	大阪府中央区南船場 4 丁目 12 番 12 号	100,000	5.24
越川 かおり	京都市中京区	80,000	4.19
土居 秀行	東京都渋谷区	71,900	3.77
越川 翔生	京都府京田辺市	40,000	2.09
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1 丁目 28 番 1 号	40,000	2.09
越川 裕生	京都府京田辺市	39,900	2.09
三井 正雄	大阪府天王寺区	35,000	1.83
計	—	1,498,800	78.60

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,906,800	19,068	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,906,800	—	—
総株主の議決権	—	19,068	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権 (2004年9月18日臨時株主総会決議)

決議年月日	2004年9月18日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1、当社従業員 9 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の異動及び退職による権利の喪失により、公表日の前月末現在 (2025年5月31日) の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社従業員1名となっております。

第5回新株予約権（2022年9月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	2022年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3、当社従業員 51（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職による権利の喪失により、公表日の前月末現在（2025年5月31日）の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役3名、当社従業員43名となっております。

第6回新株予約権（2022年9月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	2022年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社顧問 2（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退任による権利の喪失により、公表日の前月末現在（2025年5月31日）の「付与対象者の区分及び人数」は当社顧問0名となっております。

第7回新株予約権（2024年6月28日定時株主総会決議）

決議年月日	2024年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 70（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退任による権利の喪失により、公表日の前月末現在（2025年5月31日）の「付与対象者の区

分及び人数」は当社従業員 67 名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は成長過程にあり、将来の事業の拡大及び財務基盤の充実のため内部留保の確保を最優先としてきたため、創業以来無配としてまいりました。

今後の配当政策の基本方針としましては、財務体質の強化を目的とした内部留保の充実を当面の優先課題としたうえで、経営成績、財務状態及び事業展開を勘案しつつ、株主への利益配分を検討していく予定であります。

内部留保資金につきましては、工場等への設備投資や、研究開発に投入し、事業の拡大のために使用する予定であります。

なお、配当を実施する場合の回数については、年1回の期末配当を基本方針としております。

4 【株価の推移】

（1）【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第24期	第25期	第26期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
最高（円）	—	1,840	—
最低（円）	—	1,840	—

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2．当社は2023年10月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場したため、それ以前の株価については該当事項はありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2．2024年10月から2025年3月については、売買実績はありません。

5 【役員の状況】

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率11.1%)

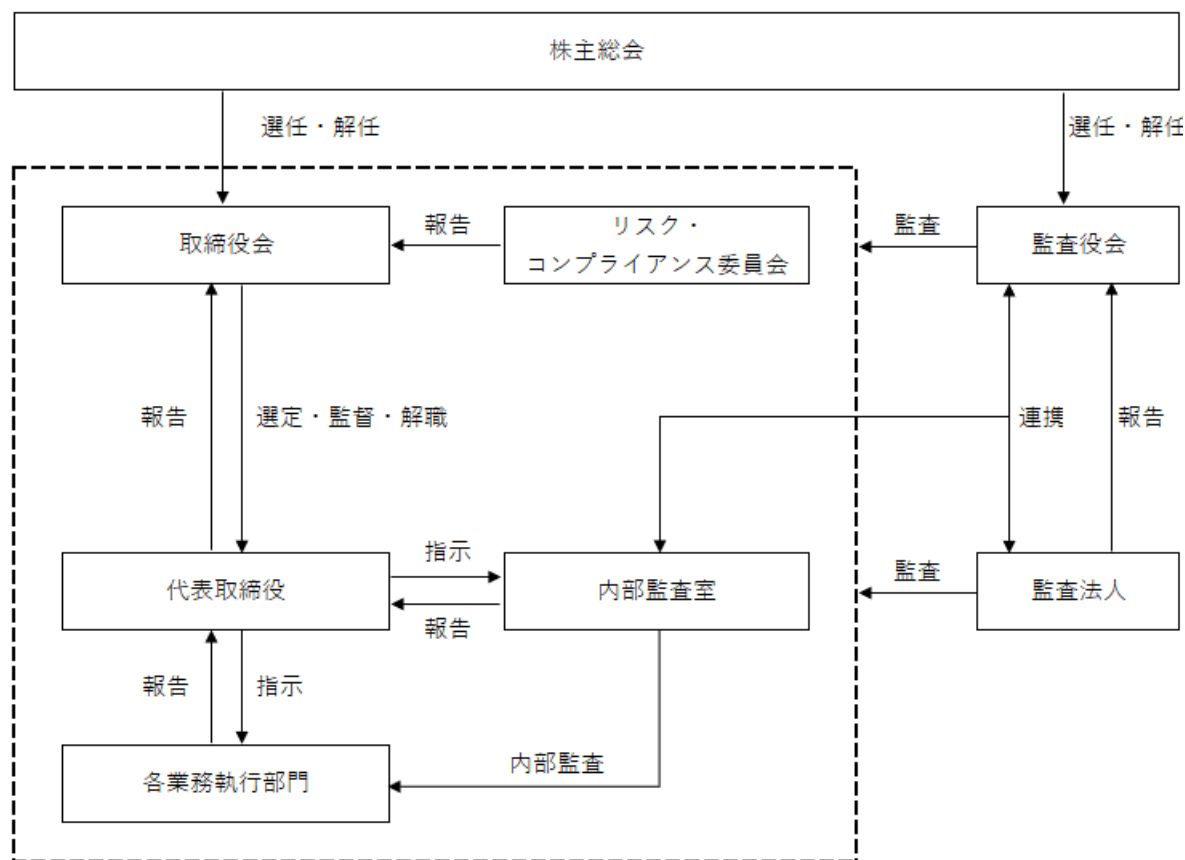
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	CEO	越川 哲也	1964年9月11日生	1988年6月 1993年4月 1996年8月 2001年4月 2003年4月 2023年2月	(株)メイジュ入社 (株)松本レーシングユニオン入社 (株)ロンフォード 専務取締役就任 当社入社 当社代表取締役就任 当社代表取締役CEO就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	642,000
取締役	CTO	東 裕一郎	1973年3月7日生	2000年4月 2009年3月 2013年1月 2014年10月 2015年6月 2016年6月 2018年6月 2023年2月	当社入社 当社京都工場長 当社生産・技術開発部長 当社業務部長 (兼) 生産・技術開発部長 当社取締役就任 当社取締役 (兼) 業務部長 当社取締役生産・技術開発部参与 当社取締役CTO就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	3,000
取締役	CFO	森谷 敬子	1966年4月2日生	1989年4月 2001年7月 2006年2月 2013年7月 2015年11月 2021年4月 2022年10月 2025年2月 2025年6月	(株)天満屋入社 プラス(株)入社 (有)セルフ・クリエイティブ入社 (株)芝川製作所入社 (株)KASHINO 取締役就任 (現任) (株)Mirai Genomics、(株)ダナフォーム、 (株)Medvison、(株)SSDnaform、 取締役 (兼務) 就任 (株)COG HOLDINGS 経営推進本部長・CFO就任 当社、入社 当社取締役CFO就任 (現任)	(注) 1	—	—
取締役	—	佐藤 千城	1943年8月8日生	1962年3月 1995年8月 1997年9月 1999年9月 2004年9月 2009年6月	花王(株)入社 同社 タイ花王工場長 同社 鹿島工場安全課長 同社 本社環境・安全推進本部 当社研究開発首席顧問 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	1,000
取締役	—	高村 一郎	1950年5月20日生	1978年4月 1980年11月 1985年1月 1991年9月 1999年4月 1999年6月 2000年10月 2004年4月 2006年9月 2010年10月 2014年6月 2020年6月 2024年1月 2024年6月	日産自動車(株)に入社 ローバー・ジャパン株式会社に入社 同社 マーケティング部 課長 同社 ホールセール部 次長 ビー・エム・ダブリュ(株)出向 同社 ローバー部門総務購買統括 PAGインポート入社 ジャガー・ランド ローバー総務マネージャー フォード・ジャパン及びPAGインポ ート総務法務購買ディレクター フォード・モータース(株)日本地区セキ ュリティマネージャー (株)トノックス入社 顧問就任 トップス・ジャパン フォード神奈川000に就任 (トノックス企画室長と兼務) ディビット・ブラウン・オートモーテ ィブ(株) 日本マーケット顧問就任 当社入社 炭素源循環推進部 統括部長に就任 当社取締役COO就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	—
常勤 監査役	—	田村 恵子	1970年7月23日生	1996年8月 1999年10月 2000年10月 2003年4月 2004年3月 2016年6月 2018年6月	(株)ロンフォード入社 当社取締役就任 当社代表取締役就任 当社取締役就任 当社取締役辞任 当社取締役総務部長就任 当社監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	10,000

監査役 (注) 7	—	山本 淳	1970年12月26日生	1999年4月 2001年4月 2009年4月 2015年6月 2015年6月 2021年6月	弁護士登録 堂島法律事務所入所 弁護士法人堂島法律事務所移籍（現任） （株）翻訳センター取締役（監査等委員） 就任（現任） 当社監査役就任（現任） ステラケミファ（株）社外取締役（監査等委員）に就任（現任）	(注) 2	(注) 4	—
監査役 (注) 7	—	足立 将	1987年10月29日生	2011年4月 2020年6月 2022年7月 2025年6月	有限責任あずさ監査法人 入社 足立将公認会計士事務所 設立 （株）ReaLight 共同創業 当社監査役就任（現任）	(注) 3	—	—
								656,000

- (注) 1. 2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年3月期における役員報酬の総額は56,883千円を支給しております。
5. 山本淳氏及び足立将氏は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「市民・行政・企業が一体となった循環型社会の推進に貢献し、地球環境を守る」を経営理念に掲げ、地球環境に貢献するバイオ燃料を製造・販売する事業を推進しております。

経営理念の達成のためには、ステークホルダーからの信頼を得ることが必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると考えております。当社グループの組織体制や仕組みを整備することで、経営の透明性を高め、ステークホルダーの信頼性を獲得することが経営理念の達成及び企業価値向上のために最も重要な事項の一つと位置づけております。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は取締役5名により構成されており、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役3名が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

ロ. 監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。各監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧や各拠点への往査などを通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。

監査役会は原則として毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしており、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査の実施状況や、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

ハ. 会計監査

当社は、PwC Japan 有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。2025 年 3 月期において監査を執行した公認会計士は橋本民子氏、有岡照晃氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 2 名その他 10 名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の内部監査室が業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査室に提出させることとしております。また、内部監査室は監査役及び監査法人と連携し、三様監査を実施しております。

ホ. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、取締役会の諮問機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は 3 か月に 1 回開催され、委員会で執行又は決議された事項は取締役会に対して報告又は上程され、取締役会で審議しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

内部監査は、代表取締役の直轄組織である内部監査室（専任 1 名）が実施しております。当社における内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、経営諸活動の遂行状況及び財産管理の実態を公正かつ客観的な立場で調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、経営の合理化及び能率の増進に資するとともに、不正及び業務上発生する過誤等を防止し、もって経営管理に資することを目的としております。

監査の結果については、代表取締役に報告され、把握した問題事項については代表取締役より改善指示が出され、速やかに改善が行われるようフォローアップ監査を実施しております。

当社の監査役会は、監査役 3 名（うち、社外監査役 2 名）により構成され、うち 1 名が常勤監査役であります。常勤監査役は、取締役会及びその他の重要な会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月 1 回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、監査計画に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。

内部監査室、監査役及び会計監査人は、定期的に面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、運営管理部が主管部署となっております。運営管理部は、各部との連携を図り、情報を収集・共有することによって、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

コンプライアンスについても、運営管理部を管掌する取締役が中心となり推進しております。全従業員に対して、コンプライアンスに関する事項を周知・徹底させるよう活動しております。

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として運営管理部が情報の一元化を行っております。ま

た、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外監査役の状況

社外監査役は2名であります。

社外監査役の山本淳氏は、弁護士としての企業法務・コンプライアンスに関する専門知識と経験に基づき、経営に関する適切な監査・監督を実施しています。なお、同氏と当社に間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の足立将氏は、公認会計士としての内部管理体制や財務・会計に関する専門知識と経験に基づき、経営に関する適切な監査・監督を実施しています。なお、同氏と当社に間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	48,048	48,048	—	—	6
監査役（社外監査役を除く）	5,670	5,670	—	—	1
社外役員	3,165	3,165	—	—	4

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	17,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模、業務の特性等を勘案し、適切な監査に必要な監査体制及び監査時間を監査法人と協議した上で、監査役会による同意を得て公正妥当な監査報酬を決定することとしております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 5 条第 2 項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		28,506		42,780
売掛金		64,735		153,868
商品及び製品		11,298		17,999
仕掛品		4,405		4,154
原材料及び貯蔵品		28,379		80,317
前払費用		14,475		17,280
未収消費税等		60,442		82,621
その他		74,043		54,471
貸倒引当金		△2		△4
流動資産合計		286,284		453,488
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）	※ 1	88,939	※ 1	551,809
構築物（純額）		220,491		821,926
機械及び装置（純額）		25,779		2,456,627
車両運搬具（純額）		1,402		866
工具、器具及び備品（純額）		67,517		61,745
土地	※ 1	347,008	※ 1	347,008
リース資産（純額）		125,216		237,256
建設仮勘定		2,870,629		24,550
有形固定資産合計	※ 2	3,746,984	※ 2	4,501,791
無形固定資産				
特許権		5,526		6,529
ソフトウェア		9,041		10,518
その他		1,663		2,631
無形固定資産合計		16,231		19,679
投資その他の資産				
関係会社株式		87,265		100,620
投資有価証券		—		591,000
出資金		10,080		148,080
繰延税金資産		7,198		—
その他		55,161		67,425
投資その他の資産合計		159,705		907,126
固定資産合計		3,922,921		5,428,596
資産合計		4,209,205		5,882,085

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,203	56,206
短期借入金	50,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 94,055	※1 453,286
リース債務	25,081	53,538
未払金	85,019	92,940
設備関係未払金	1,778	849,908
未払費用	53,364	40,423
未払法人税等	35,418	43,941
未払消費税等	100,000	—
預り金	2,229	4,774
賞与引当金	11,491	11,282
流動負債合計	491,641	1,806,301
固定負債		
長期借入金	※1、3 3,292,772	※1、3 3,611,929
リース債務	112,657	211,246
資産除去債務	32,974	33,185
繰延税金負債	—	1,112
その他	133	133
固定負債合計	3,438,537	3,857,606
負債合計	3,930,178	5,663,908
純資産の部		
株主資本		
資本金	499,975	499,975
資本剰余金		
資本準備金	428,175	428,175
資本剰余金合計	428,175	428,175
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	22,037	20,423
繰越利益剰余金	△671,160	△730,396
利益剰余金合計	△649,123	△709,972
株主資本合計	279,026	218,177
純資産合計	279,026	218,177
負債純資産合計	4,209,205	5,882,085

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
売上高	※ 1 1,515,581	※ 1 1,797,354
売上原価	803,216	1,222,014
売上総利益	712,365	575,340
販売費及び一般管理費	※ 2 707,015	※ 2 617,365
営業利益又は営業損失 (△)	5,350	△42,025
営業外収益		
受取保険金	333	4,231
物品売却益	10,700	10,312
補助金収入	165,334	46,808
業務委託収入	6,987	14,449
その他	1,453	9,305
営業外収益合計	184,809	85,108
営業外費用		
支払利息	43,420	88,852
シンジケートローン手数料	52,717	2,047
上場関連費用	6,000	—
その他	244	461
営業外費用合計	102,381	91,361
経常利益又は経常損失 (△)	87,777	△48,278
特別損失		
固定資産除却損	—	※ 3 1,447
特別損失合計	—	1,447
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	87,777	△49,725
法人税、住民税及び事業税	28,663	2,813
法人税等調整額	△761	8,310
法人税等合計	27,902	11,123
当期純利益又は当期純損失 (△)	59,874	△60,849

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注 記 番 号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(製造原価明細)					
I 材料費	※ 1	598,306	81.3	819,511	85.8
II 労務費		39,707	5.4	49,882	5.2
III 経費		98,150	13.3	86,019	9.0
当期総製造費用		736,164	100.0	955,412	100.0
期首仕掛品棚卸高		3,659		4,405	
合計		739,824		959,817	
期末仕掛品棚卸高		4,405		4,154	
当期製品製造原価		735,419		955,662	
期首製品棚卸高		9,961		11,252	
合計		745,380		966,915	
期末製品棚卸高		11,252		17,833	
他勘定振替高	※ 2	16,194		17,631	
製品売上原価		717,933		931,450	
(商品原価明細)					
期首商品棚卸高	※ 3	199		45	
当期商品仕入高		1,271		2,977	
他勘定受入高		83,857		287,706	
合計		85,328		290,729	
期末商品棚卸高		45		165	
商品売上原価		85,282		290,563	
売上原価合計		803,216		1,222,014	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による総合原価計算であります。

(注) ※ 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
修 繕 費 (千円)	7,385	7,186
減価償却費 (千円)	9,533	10,261
水道光熱費 (千円)	30,577	38,034

※ 2. 他勘定振替高の主なものは、自家消費のための内部振替高等であります。

※ 3. 他勘定受入高は、製品原料の受入れのための振替高であります。

② 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	481, 075	409, 275	409, 275	23, 854	△732, 852	△708, 998	181, 351	181, 351
当期変動額								
新株の発行	18, 900	18, 900	18, 900	—	—	—	37, 800	37, 800
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△1, 817	1, 817	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	59, 874	59, 874	59, 874	59, 874
当期変動額合計	18, 900	18, 900	18, 900	△1, 817	61, 692	59, 874	97, 674	97, 674
当期末残高	499, 975	428, 175	428, 175	22, 037	△671, 160	△649, 123	279, 026	279, 026

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	499, 975	428, 175	428, 175	22, 037	△671, 160	△649, 123	279, 026	279, 026
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△1, 613	1, 613	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	—	△60, 849	△60, 849	△60, 849	△60, 849
当期変動額合計	—	—	—	△1, 613	△59, 236	△60, 849	△60, 849	△60, 849
当期末残高	499, 975	428, 175	428, 175	20, 423	△730, 396	△709, 972	218, 177	218, 177

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	87,777	△49,725
減価償却費	53,910	85,522
差入保証金の償却額	849	139
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,712	△208
シンジケートローン手数料	52,717	2,047
補助金収入	△165,334	△46,808
支払利息	43,420	88,852
固定資産除却損	—	1,447
売上債権の増減額 (△は増加)	△39,455	△89,133
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△7,026	△58,389
前払費用の増減額 (△は増加)	△7,420	△2,450
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△37,405	92,422
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,974	23,002
未払金の増減額 (△は減少)	47,439	△5,037
未払費用の増減額 (△は減少)	13,908	△12,941
未払消費税等の増減額 (△は減少)	100,000	—
その他	22,374	21,857
小計	185,443	50,596
利息及び配当金の受取額	1	239
利息の支払額	△44,203	△70,231
補助金の受取額	165,334	46,808
法人税等の支払額	△74,126	△40,383
営業活動によるキャッシュ・フロー	232,449	△12,970
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△10,000	△10,000
定期預金の払戻による収入	11,000	13,000
関係会社株式の取得による支出	△39,864	△13,355
投資有価証券の取得による支出	—	△591,000
出資金の払込による支出	—	△138,000
有形固定資産の取得による支出	△2,352,374	△44,481
無形固定資産の取得による支出	△14,789	△5,129
貸付けによる支出	△43,003	—
貸付金の回収による収入	1,585	36,015
差入保証金の支払額	△14,584	△412
その他	△7,907	△9,164
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,469,938	△762,528
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	50,000	150,000
長期借入れによる収入	2,898,472	890,264
長期借入金の返済による支出	△735,698	△211,877
リース債務の返済による支出	△18,644	△33,567
シンジケートローン手数料の支払額	△52,717	△2,047
株式の発行による収入	37,800	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,179,212	792,773
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△58,276	17,273
現金及び現金同等物の期首残高	82,782	24,506
現金及び現金同等物の期末残高	※ 24,506	※ 41,780

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的債券 : 移動平均法に基づく償却原価法
(2) 子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法に基づく原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～38年
構築物	3～43年
機械及び装置	2～8年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は主にバイオ燃料の製造と販売を主な事業としております。国内への出荷については、通常、納品日において製品に対する支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断し、納品日に収益を認識しております。海外への出荷については、インコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	21,809	13,571

(注) 繰延税金負債との相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジュールリングの結果に基づき判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は将来の売上高の予測となります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に事業計画に基づく課税所得を見積っておりますが、事業計画に係る判断は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があった場合には、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「流動負債」の「未払金」に含めていた「設備関係未払金」の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払金」に表示していた86,797千円は「未払金」85,019千円、「設備関係未払金」1,778千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素

で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
建物	37,901 千円	35,839 千円
土地	322,064	322,064
計	359,966	357,904

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年内返済予定の長期借入金	71,749 千円	439,003 千円
長期借入金	3,255,250	3,190,690
計	3,326,999	3,629,693

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,155,785 千円	1,240,523 千円

※ 3 財務制限条項

当事業年度末の借入金残高のうち、2023 年 5 月 26 日付で締結した当社の極度貸付契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ①各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2023年3月に終了する決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。
 - ②各年度の決算期に係る損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- 当該財務制限条項の対象となる借入金残高は以下の通りです。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
長期借入金	1,737,159 千円	1,791,523 千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料手当	124,528千円	155,386千円
減価償却費	20,507	33,289
研究開発費	13,537	5,663
発送配達費	248,592	25,618

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40.4%、当事業年度13.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59.6%、当事業年度86.9%であります。

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
構築物	一千円	468千円
機械及び装置	—	979
工具、器具及び備品	—	0
計	—	1,447

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,858	1,887,942	—	1,906,800
合計	18,858	1,887,942	—	1,906,800

(注) 普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

2023年6月23日付の株式分割（1:100）による増加 1,866,942株

第三者割当による新株の発行による増加 21,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	109,600	95,500	0	195,100	161,675
合計		109,600	95,500	0	195,100	161,675

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,906,800	—	—	1,906,800
合計	1,906,800	—	—	1,906,800

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	195,100	0	3,000	192,100	157,925
合計		195,100	0	3,000	192,100	157,925

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	28,506千円	42,780千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△4,000	△1,000
現金及び現金同等物	24,506	41,780

(リース取引関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、利用していません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、短期的に決済されるものであります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後16年であります。一部の借入金については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、事業推進部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき運営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、定期的に金利の動向を把握し、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することによりリスクの軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(※1)	3,386,827	3,296,360	△90,466
負債計	3,386,827	3,296,360	△90,466

(1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。またリース債務については重要性に乏しいことから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
関係会社株式	87,265
出資金	10,080

(※1)貸借対照表の流動負債に計上されている「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	591,000	561,327	△29,672
資産計	591,000	561,327	△29,672
(1) 長期借入金(※1)	4,065,215	3,917,806	△147,408
負債計	4,065,215	3,917,806	△147,408

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。またリース債務については重要性に乏しいことから、記載を省略しております。
- (2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
関係会社株式	100,620
出資金	148,080

(※1) 貸借対照表の流動負債に計上されている「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	28,506	—	—	—
売掛金	64,735	—	—	—
合計	93,241	—	—	—

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	42,780	—	—	—
売掛金	153,868	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債権 社債	—	—	591,000	—
合計	196,648	—	591,000	—

(注) 2. 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	94,055	484,287	249,388	247,138	246,388	2,065,568
リース債務	25,081	22,850	19,522	17,316	16,614	36,352
合計	119,136	507,138	268,911	264,455	263,003	2,101,920

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	453,286	302,088	299,838	295,681	295,681	2,415,234
リース債務	53,538	49,953	47,833	47,045	39,059	27,353
合計	506,824	352,041	347,671	346,133	334,740	2,442,587

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しており

ます。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	3, 296, 360	—	3, 296, 360
負債計	—	3, 296, 360	—	3, 296, 360

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	—	561, 327	—	561, 327
社債	—	561, 327	—	561, 327
資産計	—	561, 327	—	561, 327
長期借入金	—	3, 917, 806	—	3, 917, 806
負債計	—	3, 917, 806	—	3, 917, 806

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金 (1 年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	87, 265

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	100, 620

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 2 回新株予約権	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社従業員 9 名	当社取締役 3 名 当社従業員 51 名	当社顧問 2 名	当社従業員 70 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 136,000 株 (注) 2	普通株式 90,500 株 (注) 2	普通株式 5,000 株 (注) 2	普通株式 81,200 株 (注) 2
付与日	2005 年 9 月 12 日	2022 年 10 月 7 日	2022 年 10 月 7 日	2024 年 7 月 5 日
権利確定条件	「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2006 年 9 月 19 日 至 2026 年 9 月 17 日	自 2024 年 10 月 8 日 至 2032 年 9 月 30 日	自 2024 年 10 月 8 日 至 2032 年 9 月 30 日	自 2026 年 7 月 6 日 至 2034 年 6 月 28 日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2023 年 6 月 23 日付の株式分割（1 株につき 100 株の割合）後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025 年 3 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第2回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末 (注) 1	109,600	84,500	1,000	—
付与	—	—	—	81,200
失効 (注) 1	—	2,000	1,000	3,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残 (注) 1	109,600	82,500	—	78,200
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 1. 2023年6月23日付の株式分割(1株につき100株の割合)後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	1,250	1,250	1,840
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 1. 2023年6月23日付の株式分割(1株につき100株の割合)後の価格に換算しております。

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であったため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)を参考にしております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結事業年度末における本源的価値の合計額及び当連結事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

195,539 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	10,070千円	10,134千円
減価償却超過額	4,788	3,139
繰越欠損金	—	4,706
その他	6,950	5,725
繰延税金資産小計	21,809	23,706
評価性引当額	—	△10,134
繰延税金資産合計	21,809	13,571
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△9,689	△9,220
資産除去債務に対応する除去費用	△4,922	△4,628
その他	—	△834
繰延税金負債合計	△14,611	△14,683
繰延税金資産又は負債(△)の純額	7,198	△1,112

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率		
(調整)	法定実効税率と税効果会計	税引前当期純損失を計上して
住民税均等割	適用後の法人税等の負担率と	いるため、
交際費等永久に損金に算入されない項目	の間の差異が法定実効税率の	注記を省略しております。
租税特別措置法上の税額控除	100分の5以下であるため注	
その他	記を省略しております。	
税効果会計適用後の法人税等の負担率		

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.54%から31.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は360千円増加し、法人税等調整額が319千円増加しております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	87,265千円	100,620千円
持分法を適用した場合の投資の金額	70,654	78,233
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△16,611	△22,387

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として営業所や事業所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から契約期間等に応じて見積り、割引率は当該期間に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
期首残高	32,765 千円	32,974 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	208	211
期末残高	32,974	33,185

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	製品	商品	その他	合計
地域別				
日本	182,287	159,619	3,084	344,991
欧州	1,170,590	—	—	1,170,590
顧客との契約から生じる収益	1,352,878	159,619	3,084	1,515,581
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,352,878	159,619	3,084	1,515,581

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	製品	商品	その他	合計
地域別				
日本	337,216	504,403	40,085	881,706
欧州	915,648	—	—	915,648
顧客との契約から生じる収益	1,252,865	504,403	40,085	1,797,354
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,252,865	504,403	40,085	1,797,354

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権				
売掛金	25,279	64,735	64,735	153,868
計	25,279	64,735	64,735	153,868
契約資産	—	—	—	—
契約負債	—	—	—	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、バイオ燃料事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、バイオ燃料事業に係る外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	合計
344,991	1,170,590	1,515,581

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Clean Fuel AG	1,170,590	バイオ燃料事業

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、バイオ燃料事業に係る外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	合計
881,706	915,648	1,797,354

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Biosyntec Handels GmbH	552,880	バイオ燃料事業
合同会社 SAFAIRE SKY ENERGY	422,209	バイオ燃料事業
Clean Fuel AG	362,768	バイオ燃料事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	146.77 円	114.42 円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	31.50 円	△31.91 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	29.81 円	—

- (注) 1. 当社は2023年10月31日付で TOKYO PRO Market に上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2024年3月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は2023年6月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年6月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は当期純損失 (△) であるため記載しておりません。
4. 1株当たり当期純利益1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)		
当期純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	59,874	△60,849
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	59,874	△60,849
普通株式の期中平均株式数(株)	1,901,062	1,906,800
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	107,235	106,272
(うち新株予約権 (株))	(107,235)	(106,272)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	第7回新株予約権 812 個 (普通株式 81,200 株) 詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

1. 多額な資金の借入

当社は愛知県の新工場建設に要する資金への充当を目的に 2023 年 5 月 26 日付で極度貸付契約を締結し、2025 年 4 月 30 日に以下のとおり、資金借入を実行いたしました。

(1) 借入先	株式会社三菱 UFJ 銀行 京都信用金庫
(2) 借入極度額	2,223,000 千円
(3) 借入額	247,510 千円
(4) 借入金利	基準金利＋スプレッド
(5) 借入実行日	2025 年 4 月 30 日
(6) 返済期日	2034 年 6 月 30 日
(7) 担保の有無	愛知県新工場 土地・建物

当該借入契約には、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ①各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は 2023 年 3 月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の 75% の金額以上にそれぞれ維持すること。
- ②各年度の決算期に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ 2 期連続して経常損失を計上しないこと。

2. 多額な資金の借入

当社は愛知県の新工場建設に要する資金への充当を目的に 2023 年 5 月 26 日付で締結した極度貸付契約の極度額を、2025 年 5 月 27 日に以下のとおり増額を締結いたしました。

(1) 借入先	株式会社三菱 UFJ 銀行 京都信用金庫
(2) 借入極度額	2,223,000 千円
(3) 借入極度額増額	188,100 千円
(4) 借入金利	基準金利＋スプレッド
(5) 借入実行予定日	2025 年 6 月 30 日
(6) 返済期日	2034 年 6 月 30 日
(7) 担保の有無	愛知県新工場 土地・建物

当該借入契約には、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ①各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は 2023 年 3 月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の 75% の金額以上にそれぞれ維持すること。
- ②各年度の決算期に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ 2 期連続して経常損失を計上しないこと。

3. 多額な資金の借入

当社は愛知県の新工場建設に要する資金への充当を目的に 2023 年 5 月 26 日付で極度貸付契約を締結しており、2025 年 6 月 30 日に以下のとおり、資金借入を実行いたします。

(1) 借入先	株式会社三菱 UFJ 銀行 京都信用金庫
(2) 借入極度額	2,411,000 千円
(3) 借入総額	2,411,000 千円
(4) 借入金利	基準金利＋スプレッド
(5) 借入実行予定日	2025 年 6 月 30 日
(6) 返済期日	2034 年 6 月 30 日
(7) 担保の有無	愛知県新工場 土地・建物

当該借入契約には、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ①各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2023年3月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- ②各年度の決算期に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表 計上額 (千円)
関係会社株式	子会社株式	STAR JAPAN CO., LTD.	—	98,219
	関連会社株式	REVO VIETNAM CO., LTD.	—	2,401
投資有価証券	満期保有目的社債	合同会社 SAFFAIRE SKY ENERGY	—	591,000
計			—	651,620

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	177,980	469,138	—	647,119	95,309	6,268	551,809
構築物	748,652	619,437	3,150	1,364,939	543,012	18,001	821,926
機械及び装置	512,075	2,439,124	2,530	2,948,669	492,041	7,643	2,456,627
車両運搬具	17,403	—	—	17,403	16,536	535	866
工具、器具及び 備品	98,880	10,989	651	109,218	47,473	16,762	61,745
土地	347,008	—	—	347,008	—	—	347,008
リース資産	149,350	281,806	147,751	283,406	46,149	33,971	237,256
建設仮勘定	2,870,629	38,885	2,884,964	24,550	0	0	24,550
有形固定資産計	4,921,979	3,859,383	3,039,047	5,742,314	1,240,523	83,183	4,501,791
無形固定資産							
特許権	7,437	2,132	—	9,569	—	1,129	6,529
ソフトウェア	9,730	1,815	—	11,545	—	338	10,518
その他	1,821	1,182	—	3,003	—	214	2,631
無形固定資産計	18,988	5,129	—	24,118	—	1,681	19,679
長期前払費用	3,214	420	—	3,634	—	657	1,054

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 愛知県新工場建設 465,603 千円
構築物 愛知県新工場建設 611,634 千円
機械及び装置 愛知県新工場建設 2,432,767 千円
リース資産 事業用車両 281,806 千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

リース資産 事業用車両のリース契約変更 147,751 千円
建設仮勘定 愛知県新工場建設費用本勘定振替 2,884,964 千円

3. 長期前払費用については、法人税法の償却対象分のみを記載しているため、保険料等の期間配分にかかるものは除いております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	200,000	1.62	—
1年以内に返済予定の長期借入金	94,055	453,286	2.24	—
1年以内に返済予定のリース債務	25,081	53,538	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	3,292,772	3,611,929	2.66	2025年4月～ 2040年5月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	112,657	211,246	—	2025年4月～ 2033年5月
合計	3,574,566		—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	302,088	299,838	299,088	295,681
リース債務	49,953	47,833	47,045	39,059

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2	2	—	—	4
賞与引当金	11,491	11,282	11,491	—	11,282

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,049
預金	
普通預金	40,730
定期預金	1,000
小計	41,730
合計	42,780

②売掛金

相手先	金額(千円)
合同会社SAFAIRE SKY ENERGY	69,671
トミクラ産業株式会社	33,860
丸紅株式会社	29,277
豊通スメルティングテクノロジー株式会社	5,630
京都市(環)廃食用油	4,116
その他	11,314
合計	153,868

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
64,735	2,084,134	1,995,001	153,868	92.8	19.14

③商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	166
製品	
バイオ燃料	17,833
小計	17,999
合計	17,999

④仕掛品

区分	金額(千円)
仕掛品	
バイオ燃料	4,154
合計	4,154

⑤原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
バイオ燃料用原材料	77,000
軽油	2,926
貯蔵品	391
合計	80,317

2 負債

① 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社鈴木油脂	4,679
高橋化学産業株式会社	4,381
株式会社カワニシ	4,276
アークランドサービス株式会社	3,384
コスモ石油マーケティング株式会社	2,969
その他	36,516
合計	56,206

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのURLは以下の通りです。 https://revo-international.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社レボインターナショナル

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

橋本民子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

有岡照晃

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レボインターナショナルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レボインターナショナルの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

監会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上